

看護学部
看護学科
履修の手引と手続き

看護学部 看護学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	ディプロマ・ポリシー	326
II	カリキュラム・ポリシー	327
III	授業科目について	327
IV	授業科目の単位と認定	327
V	卒業に必要な単位について	328
VI	看護師国家試験受験資格について	328
VII	進級基準	329
VIII	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	330
1.	学科共通科目群	330
2.	基礎科目群	331
3.	専門基礎科目群	332
4.	専門科目群	334
5.	自由科目群	337
IX	履修申請について	338
X	正規の履修からはずれる場合	339
XI	試験について	339
XII	授業科目の単位認定と進級及び留年	341
XIII	成績発表	342

履修の手引と手続き

I ディプロマ・ポリシー

看護学部は、以下に掲げる能力を有し、かつ所定の単位を修得した学生に、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面における看護を実践するための基礎理論が理解できる。
- ・人間の尊厳について深い洞察力をもち、人間の権利、患者の権利を尊重して、その人の立場に立ってケアを提供することを理解できる。
- ・看護に活用できる薬学と福祉に関する知識を理解できる。
- ・グローバルな視点から民族的多様性を理解した上で健康や看護の役割を理解できる。
- ・保健医療福祉におけるチーム医療の役割と協働について理解できる。
- ・よりよい看護の実現に向けて専門職として研鑽できる。

2. 技術

- ・ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面で提供できる看護技術を修得している。
- ・教養教育の幅広い視野と複眼的な思考力・判断力を活用して、人間の生命、健康、生活についての深い洞察力と専門職としての倫理に基づいて行動することができる。
- ・人々の多様な価値観・信条や生活背景をもつ人を尊重し、人々の尊厳と権利を擁護する行動をとることができる。
- ・医療チームを機能させるためのチーム形成を意識し、リーダーシップやメンバーシップをとることができる。
- ・薬物治療における副作用の発現を早期に発見し、健康の回復促進を図ることができる。
- ・国際的な素養を身につけている。
- ・自己の看護実践を振り返り、専門職としての価値観や専門性を發揮することができる。

3. 態度・志向性

- ・看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する態度を有している。
- ・教養教育と専門教育、特に薬学および福祉の学際的見識を通して、看護専門職としての価値と専門性を発展させる姿勢を有している。
- ・地域医療に关心をもち、課題解決に向けて考え、地域医療の充実に貢献しようとする。
- ・看護専門職として主体的かつ持続的に生涯にわたり研鑽を積んでいく態度を有している。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

- ・自己の専門性を發揮し、ケアの質の向上に向けて探究できる。
- ・自らの専門職者としての価値観を形成することができる。

II カリキュラム・ポリシー

看護学部では、教育研究上の目的及び学部の目指す人材育成に基づき、国際的視野をもち、基礎教養と薬学及び福祉の見識を兼ね備えた実践能力のある看護職者を育成するために、以下に掲げる方針に則ってカリキュラムを編成する。

- グローバル化する社会と臨床現場のIT化に対応できる基礎力を養うために学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）をおく。
- ケアの対象である“人”への理解を深めるために、自然科学の持つ法則性、人文科学の持つ多様性を学ぶ基礎科目群（人文、自然科学を学ぶ）をおく。
- 専門分野を学ぶための基礎力を培うために、医療と福祉・薬学に関する学問を概括する専門基礎科目群Ⅰ（いのちと福祉を学ぶ）、専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）、専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）をおく。
- 看護学の基本と、健康レベル、生活の場の違いによる看護実践の基礎的能力を養うことができるよう、専門科目群Ⅰ（基礎看護学分野）、専門科目群Ⅱ（クリニカルケア分野・母子保健看護学分野・地域包括ケア分野）をおく。さらに、特殊な状況下にある看護、並びに看護の在り方や看護職者の役割の理解を深めるための科目を専門科目群Ⅲ（看護の統合と実践）をおく。
- 自由科目群には保健師国家試験受験資格取得、助産師国家試験受験資格取得、養護教諭1種免許等の資格取得に関する科目、国際交流の在り方を学ぶグローバル社会の応用実践学を配置している。また本大学の特色となっているGlobal College（英語で学ぶ国際教養講座）の開講科目を配し、国際力を身につけたいとする学生の主体的な学びを後押しする。

III 授業科目について

看護学部看護学科における授業科目は、学科共通科目群、基礎科目群、専門基礎科目群Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、専門科目群Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び自由科目群から構成している。

IV 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。

V 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

系列	学科	看護学科
		単位数
学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）		8
基礎科目群（人文・自然科学を学ぶ）		5
専門基礎科目群Ⅰ（いのち・福祉を学ぶ）		4
専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）		19
専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）		4
専門科目群Ⅰ（基礎看護学分野）		12
専門科目群Ⅱ （クリニカルケア分野） （母子保健看護学分野） （地域包括ケア分野）		
		47
専門科目群Ⅲ（看護の統合と実践）		13
指定された各科目群より修得した科目以外に学科共通科目群及び基礎科目群より選択必修		4
指定された各科目群より修得した科目以外に専門基礎科目群Ⅰ同Ⅱ及び同Ⅲより選択必修		10
計		126

VI 看護師国家試験受験資格について

本学部は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学として認可を受けている。本学部の所定の単位を修得し、卒業することにより、看護師国家試験受験資格を得る。

VII 進級基準

1. 下記条件のいずれかに該当したものは、進級判定の対象となり、審議の結果許可された学生のみ進級することができる。なお、未修得の科目数は、下級学年も加算する。
 - (1) 年間修得単位が30単位未満
 - (2) 基礎科目群、専門基礎科目群及び専門科目群の必修科目が3科目以上未修得。ただし、必修実習科目は2科目以上未修得
 - (3) 基礎看護学実習Bが未修得
2. 各学期の履修登録については30単位までとし、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
3. 進級に必要な専門基礎科目群及び専門科目群の必修科目

必修科目					
1年→2年		2年→3年		3年→4年	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
社会福祉原論	2	生涯発達論	1	保健医療統計学	2
人体の構造機能 a	2	疾病治療学 a	2	薬学系演習	1
人体の構造機能 b	2	疾病治療学 b	2	急性期クリニカルケア方法論演習	1
臨床栄養学	2	チーム医療論	1	慢性期クリニカルケア方法論演習	1
疫学	2	周産期医学 a	1	急性期クリニカルケア実習	3
病原微生物学	2	臨床薬理学	2	慢性期クリニカルケア実習	3
臨床生化学	1	臨床薬物動態論	1	母性看護方法論演習	1
看護学概論	1	看護方法論 c	2	母性看護学実習	2
看護方法論 a	1	看護方法論 d	1	小児看護方法論演習	1
看護方法論 b	2	看護方法論 e	2	小児看護学実習	2
基礎看護学実習 A	1	基礎看護学実習 B	2	地域包括ケア方法論演習 a	1
グローバルヘルス a	1	クリニカルケア概論	1	地域包括ケア方法論演習 b	1
		急性期クリニカルケア方法論	2	地域包括ケア実習 a	3
		慢性期クリニカルケア方法論	2	地域包括ケア実習 b	2
		母子看護学概論	2	地域包括ケア実習 c	1
		母性看護方法論	2	精神看護方法論演習	1
		小児看護方法論	2	精神看護学実習	2
		地域包括ケア概論	2	医療倫理学	2
		地域包括ケア方法論 a	2	看護研究方法論	1
		地域包括ケア方法論 b	2		
		公衆衛生看護学概論	2		
		精神看護学概論	1		
		精神看護学方法論	2		
<科目数 12 科目>		<科目数 23 科目>		<科目数 19 科目>	
合計	19	合計	39	合計	31

VIII 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）

学科共通科目群は、本学の教育特性としての国際的視野を持ち国際性を学ぶために外国語と文化基盤の理解をする科目および情報リテラシーを身につける科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群 （国際性と情報リテラシーを身につける）	Fundamentals of English I	(2)				8 単位	必修科目及び「中国語ⅠA」もしくは「韓国語ⅠA」のいずれか2単位を含み、8単位以上選択必修。
	Oral Fluency I	(2)					
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency II		2				
	異文化理解	2					
	医療英語		2				
	中国語ⅠA		2				
	中国語ⅠB		2				
	韓国語ⅠA		2				
	韓国語ⅠB		2				
	言語表現と伝達	2					
	世界の中の日本		2				
	国際グローバル研修		2				
	情報メディア論	2					
	コンピュータ基礎論	(2)					
	コンピュータ応用論	2					

[備考]

- (1) Fundamentals of English II, Oral Fluency IIを履修するためには、それぞれIを修得していかなければならない。
- (2) 中国語ⅠB, 韓国語ⅠBを履修するためには、それⅠAを修得していかなければならない。

2. 基礎科目群（人文・自然科学を学ぶ）

保健医療でそのケアの対象となる“人間”を関係性と精神世界を中心として理解し“命”への限りない敬意を基盤とした人間関係の構築ができる能力を育成し、また、社会活動の理解と自然科学を理解することを目的とする科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群 （人文・自然科学を学ぶ）	科学基礎	①				5 単位	
	心理学	2					
	社会学	2					
	日本国憲法	2					
	宗教学概論	2					
	ジェンダーと社会		2				
	人間関係論	②					
	生涯スポーツ概論	2					
	スポーツ科学 I a	1					
	スポーツ科学 I b	1					
	プロジェクト教育 a	①					
	プロジェクト教育 b		①				

3. 専門基礎科目群

(1) 専門基礎科目群 I (いのち・福祉を学ぶ)

本学の福祉総合学部の専門的教育研究分野の知見、地域に密着した教育研究を活かし、保健医療福祉の制度政策の理解を深め、保健医療と福祉の連携に基づく看護ケアを展開できる基礎、および子育て支援と女性の健康支援について学ぶ科目群である。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 基 礎 科 目 群 I (い の ち ・ 福 祉 を 学 ぶ)	死生学				2	4 単位	
	地域ボランティア論				2		
	社会福祉原論	(2)					
	児童福祉論	1					
	高齢者福祉論		1				
	保健医療福祉行政論		2				
	医療福祉		2				
	生活保護論		2				
	権利擁護論		2				
	生涯発達論		(1)				
	関係法規				(1)		
	家族発達支援論		1				
	ウイメンズヘルス支援論			2			

(2) 専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）

科学的根拠に基づいた看護ケアを提供するための基盤を構築する科目、および母子保健の推進に関する科目を配置した科目群である。人体のしくみを学ぶ基礎科学、臨床医学と母子保健推進に関する基礎的知識を習得する科目構成である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅱ （医学を学ぶ）	医学概論	1				19単位	
	人体の構造機能 a	(2)					
	人体の構造機能 b	(2)					
	疾病治療学 a		(2)				
	疾病治療学 b		(2)				
	臨床栄養学	(2)					
	疫学	(2)					
	病原微生物学	(2)					
	臨床生化学	(1)					
	臨床心理学	1					
	臨床免疫学	2					
	保健医療統計学			(2)			
	チーム医療論		(1)				
	地域連携教育			1			
	周産期医学 a		(1)				
	周産期医学 b		1				
	周産期医学 c			2			
	地域母子保健			1			

(3) 専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）

本学の薬学部の教育研究の知見を活かし、地域における服薬指導を担える看護職者の育成を目指して、薬物療法の基礎的知識から薬物療法管理に至るまでの看護ケアの基盤を作る薬学分野の関連科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅲ （薬学を学ぶ）	臨床薬理学		(2)			4 単位	
	臨床薬物動態論		(1)				
	臨床薬剤学		2				
	薬学系演習			(1)			
	医用工学概論	2					
	薬物療法管理論				2		
	臨床治験学概論				2		
	医療ゲノム概論				2		

4. 専門科目群

(1) 専門科目群Ⅰ（基礎看護学分野）

ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面における看護を実践するための基盤となる看護基礎理論と看護技術を学ぶ科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅰ （基礎看護学分野）	看護学概論	(1)				12単位	
	看護方法論 a	(1)					
	看護方法論 b	(2)					
	看護方法論 c		(2)				
	看護方法論 d		(1)				
	看護方法論 e		(2)				
	基礎看護学実習 A	(1)					
	基礎看護学実習 B		(2)				

(2) 専門科目群Ⅱ（クリニカルケア分野）（母子保健看護学分野）（地域包括ケア分野）

臨床の場における治療期にある対象へのケア、母子保健および母子看護の視点によるケア、さらに保健医療福祉の大きな変化の中で、地域の特性に見合った包括的な支援・サービスを総合的に学習する地域包括ケアの3つの分野で構成する。

各分野は、「概論」で看護の特徴や課題、基礎理論を概観し、各論となる「方法論」では看護援助・健康支援について学習する。そして方法論で学んだ知識をもとに「演習」を行い、看護実践に必要な技術を習得し、臨地での「実習」によって実践的な学習を行う。このような順序性のある学習展開によって学修できるように科目を配置している科目群である。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
(クリニカルケア分野)	クリニカルケア概論		(1)			47単位	
	急性期クリニカルケア方法論		(2)				
	慢性期クリニカルケア方法論		(2)				
	急性期クリニカルケア方法論演習			(1)			
	慢性期クリニカルケア方法論演習			(1)			
	急性期クリニカルケア実習			(3)			
	慢性期クリニカルケア実習			(3)			
(母子保健看護学分野)	母子看護学概論		(2)			47単位	
	母性看護方法論		(2)				
	母性看護方法論演習			(1)			
	母性看護学実習			(2)			
	小児看護方法論		(2)				
	小児看護方法論演習			(1)			
	小児看護学実習			(2)			
(地域包括ケア分野)	地域包括ケア概論		(2)			47単位	
	地域包括ケア方法論 a		(2)				
	地域包括ケア方法論 b		(2)				
	地域包括ケア方法論演習 a			(1)			
	地域包括ケア方法論演習 b			(1)			
	地域包括ケア実習 a			(3)			
	地域包括ケア実習 b			(2)			
	地域包括ケア実習 c			(1)			
	公衆衛生看護学概論		(2)				
	精神看護学概論		(1)				
	精神看護方法論		(2)				
	精神看護方法論演習			(1)			
	精神看護学実習			(2)			

(3) 専門科目群Ⅲ（看護の統合と実践）

看護の統合をはかる応用看護学として、専門科目群Ⅰ・同Ⅱで学習した知識・技術を統合し発展させるための基礎的能力を高め、またグローバル教育を可視化したカリキュラム構成となっている科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅲ （看護の統合と実践）	グローバルヘルス a	(1)				13単位	「専門科目群Ⅲ」の中より、必修科目を含み13単位以上選択必修
	グローバルヘルス b		1				
	国際看護				1		
	医療倫理学			(2)			
	災害看護				(1)		
	災害看護演習				1		
	終末期看護論			2			
	感染看護			2			
	学校保健			2			
	看護管理				(1)		
	助産管理				1		
	看護研究方法論			(1)			
	総合看護学演習 A				(1)		
	総合看護学演習 B				(1)		
	卒業研究				1		
	フィールド教育・インターンシップ				(2)		

5. 自由科目群

保健師課程、助産師課程、教職課程のそれぞれの資格取得に必要な科目、および国際関連のニーズを具現化するための科目を配置している科目群である。なお、自由科目は卒業単位に算入されない。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
(保健師課程)	健康支援と健康教育		2				
	地域診断と地域活動			2			
	公衆衛生看護活動論		2				
	公衆衛生看護活動論演習				3		
	公衆衛生看護学実習				4		
(助産師課程)	助産学概論			1			
	助産診断・技術学 a				1		
	助産診断・技術学 b				2		
	助産診断・技術学 c				1		
	助産診断・技術学 d				1		
	助産診断・技術学 e				1		
	助産学実習 a				1		
	助産学実習 b				8		
	助産学実習 c				2		
自由科目群 (教職課程)	養護概説		2				
	教職論	2					
	教育原理		2				
	教育心理学		2				
	教育課程論	2					
	教育制度		2				
	道徳教育の理論と方法	2					
	教育方法論		2				
	特別活動論		2				
	生徒指導		2				
	教育相談(カウンセリングを含む)			2			
	養護実習(事前及び事後指導を含む)					5	
(国際交流関連科目)	教育実践演習(養護)					2	
	国際ボランティア論					2	
	国際交流論	2					
	国際協力論	2					
	国際交流・協力実践		2				
	NGO・NPO 入門					2	

系列		授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
			1年	2年	3年	4年		
自由 科目群 (グ ロ ーバ ル カ レ ッ ジ)	Samurai Tradition in Edo Culture		2					
	Japanese Art & Museum Management		2					
	Women in Asia		2					
	Reading Comics in English		2					

IX 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りの無いよう履修申請をすること。

- (1) 履修授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しながら無いよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなど、細心の注意を払うこと。なお、履修照合期間が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、一定時間が経過するとタイムアウトになる可能性があるので、登録する講義や時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されているPCの台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと。
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなして、退学処分の対象となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

X 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

XI 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行う。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮することがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面もって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。
なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となつた授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。
なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければな

らない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならない。
- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目的単位の認定を行わない。
また、不正行為を行った学期に履修している全ての科目的単位を認定しない場合がある。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会の審議を経て、学長が決定する。
- (3) 学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

3. 試験における不正行為とは

- (1) 他の人から答えを教わることや、教えること等、いわゆるカンニング及びその手助けをすること。
- (2) 本人以外の名前・学籍番号で受験すること。
- (3) 許可されていないものを使用すること。
- (4) 「解答はじめ」の前、及び「解答おわり」の後に、試験監督の指示に従わず、解答を続けること。
- (5) その他、試験監督の指示に従わないこと。
- (6) 論文・レポート等において、剽窃行為をすること。

※剽窃行為…引用の形式をとらず、著作権者に無断で著作物を複製・転載する行為。学術上のルール・モラルに反する行為であり、著作権法に違反する行為。

XII 授業科目の単位認定と進級および留年

1. 単位認定

- (1) 各科目の成績は、シラバス記載の成績評価基準に基づき総合的に判定する。
- (2) 100点を満点とし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

その評価は次に従う。

評価	得点分布
S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点

- (3) 再試験における評価は、定期試験合格者の最低評価を上回ることはない。
- (4) 欠席数、不正行為等で「Z」判定となった場合、授業スケジュールの関係で該当科目の再履修が困難な場合は、規程外履修を認めることがある。

2. 正当なる理由*による長期欠席者の取り扱い

- (1) 授業時数の三分の二以上出席した者に限り定期試験の受験資格を与えるという規則は適用しない。
- (2) 欠席数が授業時数の三分の一を超えた場合でも、正当なる理由がある場合、補習等を受けることにより、定期試験、追・再試験の受験を認めることができる。

3. 無断欠席者の取り扱い

正当なる理由*なく、各科目において授業時数の三分の一以上欠席した場合には、当該科目評価については「Z」評価とする。科目担当教員は事前に該当者にその旨を伝え、定期試験の受験資格はないことを伝える。

4. 不正行為の取り扱い

- (1) 不正行為を行った場合、その科目評価については「Z」評価とする。
- (2) 不正行為者に対するその他の扱いについては、P369、4. 試験に関する注意の2の項目に基づく。

5. 進級及び留年

- (1) 各学年の進級は、習得された単位が別に定める進級基準に従って認定されたとき、可能となる。
- (2) 原級に留年した者は、当該学年までの必修科目のうち単位未修得科目の全てを再履修しなければならない。
- (3) 4年次生で卒業できなかった者は留年または卒業延期とする。

- (4) 同一学年に 2 年以上在籍し、正当なる理由なく進級可能でない者については、学則に従い適切な処置を講ずるものとする。

*正当なる理由（診断書・遅延証明書・葬儀会葬礼状等があること）

XIII 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーから本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。

なお、指定された期日以外には交付しない。

- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
-------	-----------	------------

S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
-------------	-------------------	-----------

A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
------------	------------	---------

B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし 評価不能
------------	--------------------------

- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。

詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。

- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問合わせること。

- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合、代理人は学生証および委任状を持参すること。